

障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告の取扱い

1 目的

本取扱いは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく指定障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等において、利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合の各事業所等から市への報告の取扱いを定め、事業者自らが事故等の発生要因の検証や再発防止策の検討を行うことで、類似する事故等の再発防止及び利用者に対するサービスの質の向上並びに事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

2 対象サービス

居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・共同生活援助・施設入所支援・療養介護・自立訓練（機能訓練・生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援・就労定着支援・自立生活援助・地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）・計画相談支援・児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援・移動支援・日中一時支援・地域活動支援センター（Ⅰ型、Ⅱ型）

3 報告対象となるサービス提供中の事故の範囲

（１）利用者の死亡事故

病気等による死亡は除く。

（２）利用者の事故による怪我

送迎、通院やレクリエーション等での外出中も含む。

報告を要する怪我の程度は医療機関で治療（施設内の同程度の治療を含む。）を受けた場合とする。

（３）誤薬、誤嚥、誤食の発生

（４）食中毒及び感染症の発生

保健所等の各関係機関にも報告を行うこと。

（５）利用者の行方不明

発見までの時間が５分を超えた場合報告すること。

（６）その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市が報告を求めるもの

4 報告方法

- （１）事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等へ連絡し、遅くとも５日以内には和歌山市障害者支援課に事故報告書を提出すること。

- (2) 緊急・重大な事故については、(1)によらず、事故発生後直ちに和歌山市障害者支援課に電話等により第一報を連絡すること。
- (3) 事故の対応が長期化する場合は、発生後5日を目安に初回の経過報告を行い、解決までの間、適宜経過報告（結果報告）を行うこと。

5 報告先

和歌山市役所障害者支援課あて以下のサイトから報告すること。

QRコード（事故報告）



URL <https://logoform.jp/f/KkAxe>

6 その他特記事項

- (1) 事故報告書には、事実を具体的に記載することが求められる。必要に応じて、訂正または再提出を求める場合があるので、予めご了承ください。
- (2) サービス提供中には、送迎中やレクリエーションでの外出中も含まれる。
- (3) 事業者は、事故発生時に適切な対応を行なうために事故対応マニュアルの整備をし、職員（従業者）に周知徹底すること。
- (4) 事業所内で虐待（疑い含む）を発見した場合、直ちに和歌山市障害者虐待防止センター（※）に報告すること。また、速やかな報告を行うよう日頃から職員（従業者）に周知徹底すること。

（※）和歌山市障害者虐待防止センター

日中（8時30分～17時15分） 電話：073-435-1060（障害者支援課）

ファクス：073-431-2840

休日・夜間（それ以外） 電話：073-432-0001（代表）

ファクス：073-435-1361

Eメール：shogaishashien@city.wakayama.lg.jp